平成２２年（フ）第３７号
京都府南丹市園部町新町天場15番地８
債務者　小﨑千津子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１７２１号
大阪府藤井寺市大井３丁目12番22号
債務者　大波みゆき（旧姓稲井）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
大阪府藤井寺市大井３丁目12番22号
債務者　大波　一浩
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８１号
堺市東区丈六148番地２　白鳳マンション301号、前住所堺市東区丈六228番地４　メゾンヒロ102号
債務者　岡田　　忠
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
大阪府柏原市平野２丁目８番11号　山口方、前住所兵庫県丹波市青垣町佐治85番地２　県営住宅佐治鉄筋団地207号
債務者　芦田　史興
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
大阪府柏原市古町２丁目９番40―116号
債務者　南　さおり
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
大阪府羽曳野市島泉７丁目14番５号
債務者　城　みどり
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２５号
堺市堺区協和町２丁77番地　西団地３号館305号
債務者　播磨　忠行
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４８号
堺市南区高倉台１丁３番５―1309号
債務者　木原　桂子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
大阪府松原市河合１丁目13番17号
債務者　小西　則宏
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８９号
堺市堺区東雲西町２丁２番34号　メゾン和光301号
債務者　牛山　雅弘
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
北海道室蘭市水元町44番地５号　ハイツカレッヂＣ
債務者　奈良　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町109番地１　コスモス団地１号棟107号
債務者　伊藤美穂子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
山形県鶴岡市美原町２番27―406号　新笠原アパート
債務者　五十嵐礼子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６１号
山形県鶴岡市槙代甲７番地
債務者　板垣ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７５号
山形県鶴岡市道形町33番25号
債務者　斎藤　浩一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３８９号
神奈川県伊勢原市石田827番地の３　ナカパレスⅡ103号
債務者　大友　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部